

改正建築物省エネ法講習会 仕様基準編 演習問題

1.以下の記述には誤りがあります。誤りの箇所を修正してください。

- ① 新3号建築物（木造平屋建て、延べ面積 200 m²以下）は、確認申請は一部図書省略制度対象になるので、省エネ基準適合義務ではなく、引き続き説明義務制度を運用する。
- ② 外壁の熱抵抗の値に仕上げ材やせっこうボードの熱抵抗の値を加算した。
- ③ 外壁の一部の真壁構造の断熱材が熱抵抗の基準をみたすことができなかったが、真壁部分の見付け面積が外壁全体に比べて2%以下だったので評価対象外とした。
- ④ 5～7 地域における開口部の日射遮蔽対策に、レースカーテンを用いて基準適合を行った。
- ⑤ リビングに、エアコン暖房と温水床暖房を併用しているので、評価の優先順位の高い温水床暖房で省エネ基準の適合確認を行った。
- ⑥ 外皮性能基準は仕様基準で、一次エネルギー消費量基準は Web プログラムで適合する場合でも、仕様基準で定める性能以上の設備を用いる必要がある。

2.断熱材の厚さ決めてください。

4～6 地域の土間床外周部の基礎壁に、押出法ポリスチレンフォーム 3 種 bA（熱伝導率 0.028[W/(m・K)]）を用いる場合に必要な断熱材の厚さを決めてください。なお、外気に接する部分とその他の部分の断熱材の厚さは同じとします。

なお、断熱材の厚さは 20/25/30/35/40/50/60/75/100(mm)から選択してください。

